

2020（令和2）年度 第1回名張市差別撤廃審議会 会議録（概要）

日時：令和3年3月22日（火）午後2時～

場所：名張市役所 1階 大会議室

<出席者>

皇學館大学名誉教授 宮城 洋一郎

社団法人 部落解放・人権研究所名誉理事 友永 健三

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会代表 奥村 和子

部落解放同盟三重県連合会名張市協議会代表 西野 紳一

地域づくり組織代表（中央ゆめづくり協議会） 高尾 松男

特定非営利活動法人代表（「生活支援グループこんにちは」理事） 鈴木 隆文

人権擁護委員代表 植野 あさ子

名張市人権・同和教育推進協議会代表 田口 知恵子

名張市副市長 森上 浩伸

名張市教育委員 辻 愛

名張市人権センター代表 池田 允彦

<欠席者>

名張市小中学校長会代表 福島 雅一

<事務局>

人権・男女共同参画推進室 室長 山口 浩司、係長 山中 真奈美、主任 山中 理乃、
人権・同和推進員 保田 謙吾

・開会

（事務局）定刻となりましたので、これより2020年度第1回名張市差別撤廃審議会を開催させていただきます。本日の会議を公開とし、議事録作成のため音声の収録をさせていただきます。ご了承ください。また、会議は15時30分を目途に終了させていただきたいと思っておりますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事項に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。事項書、資料1、こちらは事前に送付させていただいたものを持参いただいているかと思いますが、もしお持ちでない方は用意しておりますのでおっしゃってください。それから資料2、資料3、資料3-1、資料4、資料4-1、資料5、条例と規則と名簿になります。足りない場合はお声がけください。それでは、事項書に沿いまして進めさせていただきます。事項1、会議の開催にあたりまして副市長森上よりご挨拶させていただきます。

1. あいさつ

(森上副市長) 皆さんこんにちは。昨年4月から市役所のほうへ来ております、森上と申します。改めましてよろしくお願ひいたします。本日は2020年度名張市差別撤廃審議会に出席いただきましてありがとうございます。昨年はコロナの影響で開催できなかったということで2年ぶりと聞いてございます。コロナの影響によって差別的な問題のなかに新たにコロナ差別というようなものも含まれているという状況も発生してきてございます。この名張市におきましても、昨年はコロナの陽性者も数十人出てきております。その中でもトイレに差別的な落書きをされたり、噂では陽性者のお家を探して投石をしたりというようなことも聞いております。こういった、コロナだけではなく差別という問題につきましても古くから色々なことが発生して世間を賑わしたり、また心を痛めたりといったことが多いですが、また新たなコロナという観点でもこの審議会の一つ一つ皆さんとご意見を交わしながら差別を撤廃する形で方向性を導いていけたらと思っております。また、議事にもありますが、名張市では昨年8月に議会で「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言というものを決議していただきました。最近よく言われております、LGBTプラスアルファでQIAといったことも世界的に差別ではないかということで撤廃していこうという動きになってございます。そういったなかで、議事にもありますように役所のほうでは各種の様式に「男女」という欄、どちらかに丸をしてくださいといった統計を取るために記入欄がございましたが、そういったことも今後は記載しないでもいいといったものがたくさんありますので行政としてきっちり整理させていただいてこういった表記をしていかないようにしたいことも今日の議事で載せさせていただきますので、皆さんの忌憚のないご意見をいただいでこれからもこういった差別撤廃に向けて活動していきたいと思ひますし、皆様方におかれましてはこういった行為に対してご協力をさらにお願ひしたいと思ひます。それでは、今日の会議で短時間ではあります色々と自由にご意見をいただきまして良い方向に結び付けていけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

2. 委員自己紹介

(事務局) それでは続きまして今年度始めの会議ということで委員の皆様簡単に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。なお、本日出席予定の福島様はご都合により欠席となっております。それでは宮城様から順番にお願ひいたします。

3. 会議成立確認

(事務局) 本日の会議は委員12名中11名の出席をいただいでおります。名張市差別撤廃審議会規則第5条に基づき過半数の出席がござひますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。

4. 会長、副会長選出

(事務局) 名張市差別撤廃審議会規則第4条第1項において、会長、副会長を各1名、委員の互選により定めるとありますが、事務局より前回は務めていただいております宮城委員を会長に、植野委員を副会長にお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(拍手多数)

(事務局) ありがとうございます。宮城様、植野様もよろしいでしょうか。それでは、宮城様、植野様、前のほうへ席の移動をお願いいたします。

事務連絡です。報道の方につきましては、撮影はこれより先お控えいただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

では、この後の議事の進行につきましては宮城会長にお願いしたいと思います。

5. 議事

(会長) 失礼します。よろしくお祈いします。今日は久しぶりの会議でございますけれども皆さんの忌憚のないご意見をいただき進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお祈いいたします。座って失礼します。

【事務局説明】

(1) 2019年度第3次名張市人権施策基本計画実施状況について

【資料1】

(会長) ありがとうございます。19年度にできなかったことを20年度にやっていきたい、というところもいくつか出ておりますが、まだまだ十分ではないところも多くありました。この点についてみなさんからご意見を賜りたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(委員) 基本的なことをお伺いしたいんですが、1つは349というのは事業項目と考えてよいのか、何を根拠に349という区分けをされたのかお聞きしたい。2点目は評価ABCとされてますが、一体誰がこの評価をしているのか。原課の担当の課がしていると思うが、自分で自分の評価というのは難しい。それが妥当なものかということをお他の視点からの検討というも踏まえて評価をされているのかどうか。3つ目は、毎年度やっておられるならば、前年度と比較して2019年度はどんな特徴があるのか、その辺をお伺いしたい。個別の案件は事前に質問の項目を出させていただいておりますので、そこでやっていただいて結構です。この資料を文書でポンと送られて評価するのは難しい。どういう形で全体像があるのかをお聞かせてもらおうと議論しやすいので、今の質問を出させていただきました。

(会長) ありがとうございます。349 の事業内容がどうなのかということと、ABC の評価の妥当性についてと、前年度との比較が要るのではないかという点についてですね。

(事務局) まず、349 という数字につきましてはこの ABC の評価をつけている数でございます。一部には施策の中で一項目につき担当部署が 2 つある場合もあり、評価を 2 つに分けておりますので、そういったところで ABC の評価がついている数が合計で 349 でございます。続いて、ABC の評価はご質問にもありましたようにそれぞれの施策を実施している担当部署がまずは各年度の実施状況がどうだったということで、基本的にはそれぞれの部署が自己評価としてつけております。ただ、人権・男女共同参画推進室で見させていただいて、こういうこともやっていたんじゃないかですとか、こういうところはこういう評価をさせていただいていますけど他の部署と同じ評価じゃないんですかというような、一部修正があれば協議をさせていただいておりますけれども、基本的には評価はそれぞれの実施担当部署がつけている評価ということでご理解いただきたいです。最後に、毎年の評価に対して前年度どうだったかということで、この表だけでは確かにわかりづらいところで、前年度の評価からどのように推移しているかということは今後もっとわかりやすいような表示の形を考えさせていただきたいと思います。

(委員) 1 点目の質問について、答えの意味がわからないんですが。1 点目の質問は、何を根拠に 349 に分けたのかを聞いているんですね。それは事業項目なのかということを知っているんです。事業項目だったら事業項目で結構なんですけれども、評価している部分っていったって、何をもとに 349 という分類分けなのかということを知っているんです。

(事務局) 事業項目でございます。

(委員) わかりました。

(会長) よろしいですか。では他にありましたらご意見いただきたいと思います。

(委員) 被るところもあると思いますが、わたしもこれ読ませていただいている、ABC 評価が事業の達成率で、PLAN、DO、C、A。プランは立てました、やってみました、8 割くらいできました、え？というふうにはしか見えなくて。いろんな人権施策、ハードもソフトもなかなかこちらも難しいですけれども、その結果、対象となる人々、対象となる地域、事業

がどう変わったかとか、どんなふうに進展したかっていうあたりが、この自己評価の中に入っているのかどうか。逆に 2019 年のこの実施状況でしたら、2020 年はその単なる事業紹介ではないと思いますが、そこに何か課題があったので実施する内容そのものをこんなふうに変えとか、こっちのアプローチから今度は攻めてみようと思っているとか、そういうあたりがちょっと見えないので、言える範囲で教えてもらえたらと思います。

(事務局) ありがとうございます。確かに進捗状況のほうをもう少し、それぞれ担当部署の回答の形もいろいろなんですけど、一部細かく書いていただいているところもあります。また啓発的なものにつきまして、数値的にきちっと表れているものは答えていただいているんですけど、なかなか担当者の主観で評価を下しているところもございます。ただ、進捗状況だけを書かせていただいているところでは、委員さんがおっしゃられたように、原因が何で、またそれに対して課題が何で、それに対してどういう対応を今後していくということを今後は書いていただきまして、また進捗状況の中でももう少し具体的にそういったところも書けるような形にさせていただきたいと思います。

(会長) ということはこれからの課題として考えていきたいということですか。

(事務局) はい。担当部署に特に評価の低かったものに関しては、その改善案という形でもう少し具体的な文書として見える形でまとめさせていただきたいと思います。

(委員) その C とか D とかのあたりを説明してもらいましたけれど、読んで、具体的なことについてはあんまりいっぱい言ってもしょうがないと思ってるんですけど、例えば 1 ページの 1 番に人権教育・人権啓発の推進とありますけど、家庭教育における人権教育・人権啓発の推進で、段に書かれている 2 つ目、「人権に関し考える機会をもった」ということはそれぞれの園や所が考える機会をたくさんもちました、だから A っていう評価ちゃうの？でも機会をもってそこで子どもなり保護者がどういうふうなことをその機会をもってくれたことで考えることになったのか。本当に何回も名張市やっているけども、出よっていうたから出てるけど、ええ加減にしてほしいわって思われているのか。あ、そういう問題があるんやって気づいてくれて、家で子どもとちょっと話したんですっていうのかによっては、A なのか D なのか結果的に全然違いますよね。だからその A、B って書いてくれてある部分のほうは逆に心配で。この下でも、「通信などで発信しました」が B でしょ。だから極端な悪い言い方しますと、出しました、出したからそれで読んでくれたのか、読んでくれないっ

という結果があるんやったらその通信はどんなふうにと読むてもらえるようになるんやろうとか、通信だけではその取り組み方、アプローチの仕方だけでは、まだまだ見えてないから違うアプローチの仕方も今度は考えていこうとか、そっちのほうの話合いて部局の中でしてもらいやすいんですね。だから、A、B やからこれは達成されてるから、CとD考えてくださいってなると、やりましたよ、うちやってますよって言われて、その実態調査をやっても「全然変わってへんやん市民意識調査」っていうことになりかねないのかなっていう心配をしています。

(事務局) 確かにおっしゃられる通り、A 評価っていうのが数字だけで、その中身が実際にどうであったかというところが、この実施状況だけではわからないというところで、そういったところも重ねて評価しにくいところもありますけども、それぞれの担当部署がどうしてこの評価に至ったのかっていう理由を、例えばアンケートを取ったら 8 割・9 割の人が内容がよかったであるとか、なるべく数字で示せるところは数字を入れていただくように、これから担当のほうにも話していきたいと思いますし、担当者の主観になってしまうところも若干あるかと思いますがもう少し評価に至った経緯や理由を付け加えるように、それぞれの部署と作っていききたいと思います。

(森上副市長) 今の説明では説明になっていないので、付け加えさせていただきますと、今回のこの評価っていうのはあくまでも自己評価であって自己満足でしかない評価にほとんどがなっていると。しかも昔からよく言われるように、評価っていうのは自分でするんじゃないくて他人にっていうのが言われている。その評価にもとづいて我々がどうしていくかっていうのをまた色分けしていくのが大事ですので、今回こういったまとめ方で大変申し訳なかったと思いますけれども、これらについて実際に言われたように、例えば参加した方がどう思われたか、これをその後でアンケートをとって、よかったとか理解できたとかっていうのがあればまだ少しましなのかなというのはありますけど。やったから A です、やらなかったから C です、D ですっていうのでは、あくまで業務上の自己評価だけなので、そこは今後こういうことをやっていく中でしっかり直していきたいと思いますので、ご容赦いただきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。そういう方向で考えていただきたいということでお願いしたいと思います。ひとつ前向きに、今言われたことも含めてしっかりとした報告になるような対応を考えていただけたらとありがたいと思います。ほかにご意見、よろしいですか。そ

れでは1番のほうの報告・議論は終わりました、(2)のコロナ関連の差別事象についての取組みについて、資料2の報告をお願いします。

【事務局説明】

(2) コロナ関連の差別事象についての取組みについて

【資料2】

(会長) ありがとうございます。今の報告について質問があれば。

(委員) すいません。昨年度のコロナの問題で、いろいろ僕らで全然わからない部分で人権侵害が起こってしまったりということがあるかと自分でも反省はしているんですけど、たとえば今聞いていて飲食店の方とか、人権侵害で、いろんな問題はあるんですけど、人権問題って啓発ももちろん大事ですけど、人権被害にあわれた方のカウンセリング、救済も大事ですよ。これは例えば、市にかかってきたときに、そこへ行ってカウンセリングとか話を聞いて元気づけるとか、そういうポジショニングの人とかはおったんかどうかっていうのが1つ。もう1つは、最初のやつに戻っちゃうんですけど、基本計画の実施状況の8ページの7番に関係機関・団体との連携・協力っていうのがあって、3つ目、人権・男女共同参画推進室でAついてるんですよ。差別事象が1件あり、適宜情報共有し連携を密にした。こんなんありましたっていったからAなのか、私たち行政と関係機関とで何かいい知恵ありませんかという協議をしたのか、それぞれの団体や部署や民間団体も含めて、私たちはこんなんできるよ、私らではこういうことできるよというので役割分担して連絡会議みたいなことまでやって、例えば飲食店の方に対してこういうアプローチの仕方をしたんだっていうのがあってAなのか、こんなことありましてねっていうてAにしているのか、そこが僕は一番引っかかっているんですよ。正直、解放同盟の議長のところこんなことありましたって報告はいくやろうけど、その後、部落問題に対して解放同盟、でも解放同盟は部落問題から広がってあらゆる人権のことについても取り組んでるわけやから、じゃあ女性問題についてもこんなことありましてね、ちょっと一回連絡会議、調整会議、何人かで集まって対応を考えただけで、何か知恵を出してもらうための会議、夜でもええけどしてくれへんか、っていう話までいってるのか、こんなことありましたで終わってるのか。このコロナの問題も、こんな状況でこんなことで不特定多数から苦情が来て、このご夫婦はとっても落ち込みましたで終わってるのか、このご夫婦に対してどういうケアができたのか、そこらが一番聞きたいところなんです。

(事務局) まずは、相談に見えられた方に対しての対応としては、このご夫婦の方に対してはしっかりと寄り添えたかどうかと言われるとなかなかそこまではできていなかったかと思えます。ただ、こういう今後も電話がかかってくるようでしたら、ナンバーを控える、また警察へ通報していただく、そういったアドバイスをさせていただいたことぐらいかと考えております。また、それぞれのこういった掲げさせていただいた事象につきましては、三重県のほうにも報告はさせていただいておりましたけれども、それ以降どういうふうに、こういうのが来ているので、次へのステップといったところはなかなかこちらとして取り組みができていなかったと反省させていただくところでございます。今後はそういったところもまた、それぞれの関係団体とも知恵を出し合いながら、なるべく困っているかたに寄り添えるような形で進めたいと思えます。

(会長) 非常に大事なところですので、ぜひお願いしたいと思えます。ほかにございませんでしょうか。では次に、(3)各種様式等における性別記載方針の取組みについて、資料 3 をお願いします。

【事務局説明】

(3) 各種様式等における性別記載方針の取組みについて

【資料 3、資料 3-1】

(会長) ありがとうございます。4月からの運用ということですね。今のこの報告について、いかがでしょうか。

(委員) 重要な取り組みを終えておられるということで敬意を表したいと思えますが、当事者の存在っていうのは本当に大事だと思うんですね。それが全く報告されてなかったのだから聞きたいんですけども、名張市の場合、この宣言をされる背景に当事者の働きかけがあったのかどうか。たとえば NPO 団体が名張市に存在していてそこからの要請があってこういう宣言をされるということになったのかどうかということ、そういう当事者の姿が全然見えてこない、それが 1 つ、この宣言をやられて、作業をやられる背景を聞きたいですね。もう 1 つは、宣言されてから、市民の反応がどういうものであったか。というのは、やっぱりものすごく根強い偏見があると思うんですね。だからこういうことを市がやったということについて否定的な意見を言う人たちがあってもおかしくないと思ってるんですね。そ

のへんどうなってるのかお聞きしたい。こういう宣言をやられた背景に、当事者の動きが報告なかったんでそこを知りたいということと、宣言をしてからの市民の反応をお聞きしたい。

(事務局) まず当事者の動きにつきまして、お隣の伊賀市さんもだいぶ前からパートナーシップ制度を、日本でも 3 番目に導入された先進的な自治体でございます。そして三重県のほうでは本年、性の多様性を認め合う条例の策定が進められておまして、今年の 6 月に制定される予定になっております。そういった、主にパートナーシップ制度の導入・動き等を名張市はどうだということで市議会でもご質問を受けたりしておりました。そういった中でこの宣言につきましては名張の市議会の女性議員さんが勉強会をされている中で、こういう取り組みは名張市どうですかというところで私どもも一緒に入らせてもらって、やはり市が旗振りをするよりも市民の代表である市議会のかたからこういう提案・宣言をしていただくと、市民としての盛り上がり・意見としてこういうふうにな張市が取り組んでいくという盛りあがりができるんじゃないかという話になりまして、さっそく動いていただきまして、昨年宣言に至ったというわけでございます。その宣言を行ってから三重県の ELLY という当事者団体がございまして、名張市内の学校現場とかにそういう当事者が来られていろいろな講演などをしていただいておりますし、一定数市内にも、具体的な数はつかんでおりませんが、そういうマイノリティのかたがおられるということで、名張市もそういう宣言をしていただいたと非常に高く評価をいただいておりますし、またこの宣言を受けて三重県が今度パートナーシップ制度を含めた条例化を進めていくというところで、パートナーシップ制度につきましては県下で他の自治体とともに性的マイノリティのかたの人権っていうのをサポートしていきたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員) 市民の反応はどうだったんですか。

(事務局) 宣言をしてから批判的なものはあまり聞かないですね。宣言する前に数件こういう性的マイノリティの研修会とかをやったときには否定的なご意見をいただいたりしております。

(会長) ありがとうございます。

(森上副市長) ちょっと 1 点。さきほどの事務局の説明の中の様式についての話の中で、残っている様式で、在庫がある分についてはその都度、書かなくて結構ですとってお知らせしながらっていうふうなことを言いましたけれど、そこは全庁的に、4 月以降取り組んでいくということにしていますので、私のほうからも発信しますが、残ってる様式の男女の記載欄にすべて斜線引いておいてお出ししていくということで変えさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

(委員) 私聞き逃したのかもわからないんですが、資料 3 の上のほうに、各種様式等における性別記載方針の取組みについてということで、性別記載欄の調査をしたところ 149 件、様式の中に男性か女性かの丸打つような様式が 149 件あったということなんですね。で、それをこの記載方針の 1 ページ目の真ん中あたりにある(ア)から(カ)で、どうしても必要なというふうな、これに当てはまるもの以外のものはなくしていこうという方針がこの方針だということではよろしかったですか。

(事務局) はい、そうです。

(委員) それで、記載の方針の後ろにフロー図がありまして、市が定めているこの 149 件の中で、業務上必要ないよっていうものであってもたくさん様式が、今副市長からご説明いただいたように、もう撤廃してもいいんだけどもまだ様式として載っているものは斜線引いてそのまま使いましょう、記載しないでもいいように使いましょう、という数が何件あったかっていうのはまだわからないっていうことでよかったですか。149 がすべてそれではないですよ。

(事務局) 詳しい数字までは出しておりませんので、またまとめさせていただきます。ただ、確かに、プリントしたものだけではなくて、システム上難しいというような、システム入力があるためにできないというものにつきましては少し時間がかかる、次の更新時には必要なければそういうシステムから外してくださいというような形。また今度も利用されているんですけども、総務部の選挙の入場券のところにつきましては、従来は各家庭に送っている中には性別記載がありましたが、それにつきましては性別を取っ払うということですが、ただ確認の意味で名簿のほうには男女性別が載っている、それとの照合をするためにわかりやすく番号だけはふられているような形で、ただ第 3 者から見て男か女かとい

うのはわからない表記にするという、それぞれのケースによってこの性別記載欄はいろんな方式が考えられます。そういったところ、担当部署と我々もいろいろとアドバイスなり協力もさせていただきながらそれぞれ創意工夫をしていただいて、必要のないものは撤去していくというような形でしていきます。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。では4番のほうへいきます。(4)多文化共生センターの取組みについて、資料4の説明をよろしくお願いします。

【事務局説明】

(4)多文化共生センターの取組みについて

【資料4、資料4-1】

(会長) ありがとうございます。詳しく報告いただきましたが、いかがでしょうか。

(委員) 社会福祉協議会です。私どもも多文化共生センターのほうで大変お世話になったという案件をみなさんにご報告をさせていただきたいと思います。この新型コロナ、去年の2月ごろから大変な状況が続いているわけなんです、この中で全国の社会福祉協議会では生活困窮者、特に企業が経営的にも大変なときに派遣切りですとかお給料が半分になったというふうなかたに対して緊急避難的に少額、10万、20万の世界なんですけれども、緊急にお金をお貸しするという制度をもっております。そんなときに夏頃から急に外国の方からのご相談が増えてまいりました。で、通訳がなかなか大変だったのでお世話になりました、この本日の資料の中に、通訳・翻訳サポートが34件とお出しいただいておりますが、たぶんこの中には私どもの貸し付けのことで通訳・通訳のお世話をかけた件数も多分入っているだろうなと思って聞かせていただきました。また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。よろしいですか。それでは5番のほうに移ります。

【事務局説明】

(5)インターネットモニタリングについて

【資料 5】

(会長) ありがとうございます。この事項についてご質問は。

(委員) ちょっと具体的なことをお聞きしたいんですけども、この期間ですね。2020年の1月から12月までの報告なのか、その期間を正確にお聞きしたいのと、定期的にやっておられるのか、曜日を決めてやっておられるのか、開催状況がわからない。どこでやっているのか、場所、それぞれ自分の持ち場でやっているのか、どっか一か所で集まってやっているのか、その場所をどこでやっておられるのか、それから、名張市から何人が来られて、その関わるかたはどのように選ばれてるんですか。それを聞かせてください。

(事務局) はい。まず期間につきましては昨年の4月30日から今年の3月4日までで、4月30日が第1回で、3月4日が本年度最終です。ただし、今日の資料にあげさせていただいている発見数517件と削除件数については昨年の12月末での集計になっております。で、まず開催につきましては、毎週木曜日に伊賀市から2名と名張市から2名と三重県伊賀防災事務所さんも入って4名ないし多い時で5名で、用意できるパソコンが4台、5台までということですので、そういった形で定期的に毎週木曜日に開催しております。場所につきましては、どこでやっているかという公表をするとまたその場所に迷惑がかかる可能性もありますので公表しておりません。あと、名張市と伊賀市の事務局でも時間が空いたときにはモニタリングの調査なりも不定期ではありますが実施をさせていただいております。ただ、メインはやはり毎週木曜日に午後から約4時間ほどかけて実施をしているのが中心となります。

(委員) 名張市から2人はどんなふうを選んでるんですか。

(事務局) 参加者につきましては各部署から年間割り当てを決めさせていただいて、なるべく経験したことのないかたを中心にお願いをしているところでございます。

(会長) ありがとうございます。よろしいですか。それでは次、その他に入りますが。

(6) その他

(委員) 質問を事前に渡してるから、時間節約で、事務局から説明していただいたら。

(事務局) 委員さんより事前にご質問をいただいております。

まず1番目の部落差別解消推進法の認知度、市民・職員・教員等の変化を教えてください

ということで、具体的にアンケート調査等は実施はしておりませんが、いろいろな研修もしくはモニタリングのときの勉強の際にこの法律についての解説等をさせていただいてますが、市職員・教職員につきましては部落差別解消推進法があるということの認知度はかなり上がっているかとは思いますが、まだまだその内容を、第 6 条までということが書かれているかということにつきますとなかなかまだまだ周知がされていない。一般市民についてはまだまだこの法律について認知は足りていないのかなと考えております。また来月 4 月にはこの差別解消推進法ができて 5 年目にあたるという区切り・節目の年であります。そういったところからもう一度この法律の実態を勉強して、差別解消に向けて取り組みを進めていかなければならないということで部落解放同盟さんと名同協、それから名張市人権センターで来月勉強会を開催する予定になっております。

2 つ目の部落差別解消推進法で求められている的確な相談体制の整備についてどのような取り組みが行われているのか、につきましては人権相談として毎月 2 回人権センターで相談を受けております。こちらにつきましては名張市人権擁護委員の方にお世話いただいて相談にのっていただいております。それ以外のところにつきましては人権 110 番にかけていただく、また私ども人権・男女共同参画推進室のほうで相談の内容を聞かせていただいているところでございます。

3 番目の項目、部落差別に関わった相談の件数・対応を教えてください、ということかつてのようなあからさまな差別発言とかいうものはここ数年ほとんどございせんけれども、差別落書きや、部落の企業に対して部落企業であるとかそういう落書きがあったり、また先ほども申し上げましたようにインターネット上で行われている中傷や部落に関わった人権的なものが見受けられております。

4 番目の、部落差別解消推進法で求められている部落差別をなくすための教育・啓発に関わって学校教育・社会教育・市民啓発・職員研修・企業研修において部落問題の位置づけの点検を実施されたかどうか、実施したされたとすればその内容を教えてください、ということで、部落問題についての位置づけというところでの的確に点検を実施はしておりません。またこの法律をより広く勉強していくためにこれからもあらゆる機会を通じまして、特にこの 4 月が 5 年目にあたるというところで、この法律についての啓発を中心にまずは進めていきたいと考えております。

5 番目の施行以降の部落差別の推移と対応について教えてください、ということで、こちらにつきましてもあからさまな差別事象っていうのはほとんどございせんが、インターネット上にそういったものがまだまだ場所を移して多くあるということ、またご承知の方も多いたと思いますけれども、鳥取ループの問題につきましても昨年は津市、また伊賀市さんでいろいろと問題等が起きています。そういったところで名張市としてもこの鳥取ループにつきましても注視をしながら見守っておるところでございます。

6 番目の名張市における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する条例の改正につきましても議論されているかということで、改正についての議論は今のところ行って

はおりません。

7番目の推進体制に関して本部会議、幹事会等の開催状況につきましても、現在開催は行っておりません。

次回の市民意識調査の実施予定を教えてくださいということで、この第3次の基本計画が2025年度までの計画となっております。そのことから考えまして2026年から新たな基本計画を立てていかなければならないということで、2025年に改定作業に入らせてもらいます。そうなるとそのための意識調査は2024年に実施したいと現在は考えております。

以上でございます。

(委員) 時間がもう押していますので、特にお願いしたいことだけ申し上げたいんですけども、2番の相談体制のところありますよね。これはやっぱり部落差別解消推進法ができた限りは今までよりは何か充実したものが取り込まれなかったらおかしいと思うんですね。例えば、相談に関わっている人を増やすとか、そういう具体的な変化がないというのは法律に従えばおかしいと思うんですね。的確な相談体制の充実っていうのが法律でうたわれているわけですから、やっぱり人権相談を毎月2回やっているとか人権擁護委員さんに来てもらってやっているとか、人権110番とかいうのはこれまでやられていたことだと思うんですね。だからちょっとこの充実という点で検討してほしいのは2番目のことなんです。4番目については、これはやっぱり絶対点検しないといけないんですね。例えば過去5年間それぞれの領域で部落問題がどういうテーマとして取り上げられてやってきたのかというのを調べなかったら、今後部落差別解消推進法でわざわざ条文の中に教育啓発をやるべきだということをうたっているということはほとんど学校教育や社会教育とかそういったところで部落問題の位置づけが減っていったからなんですね。きちっと位置づけがなかったらいかんということで入っているわけですから、これは調べなかったらどういうふうにやっていくのかとか出てこないと思うんですね。ぜひこれをやってほしいと思います。それから7番目の本部会議と幹事会っていうのは全くやってないということですか。

(事務局) そうですね。

(委員) これはやってなかったらどうして庁内に徹底するんですか。例えば今回のABCDEのランクとかは、市長はご存じないんですか。

(事務局) そうですね。

(委員) これは全然ダメじゃないですか。やっぱり市長を本部長にした推進会議を最低年1回はやらないといけないし、それに向けて幹事会っていうのを作っておられるのでやらなかったら、全庁的にこんな一生懸命作業やれてても浸透しないですよ。これぜひともやって

ほしいと思いますね。以上です。

(事務局) ありがとうございます。いただいたご意見につきましてはなるべく頑張って実施をさせていただきたいと思います。特に相談につきましても今以上の充実について検討させていただきたいと思います。で、部落問題の位置づけにつきましてもそれぞれの分野で研修等を実施させていただいてはおるかと思いますがそれでもそれを人権・男女共同参画推進室としてしっかりとまとめあげて点検をこれからさせていただきたいと思います。7番目の本部会議・幹事会につきましてはおっしゃられるとおりでございますので開催に向けて実施をさせていただきたいと思います。

(会長) そういう方向でということですね。よろしいでしょうか。そうしましたらほかにご提案ありませんか。そしたら最後の6、その他ということになりますが、委員のかたでは特にご覧いませんか。では事務局のほうで何かあれば。

6. その他

(事務局) 事務連絡になるんですけども、失礼いたします。今回の委員報酬支払の事務で、委員のみなさまのマイナンバーの届出が必要となりますが、みなさますでに市へ届出いただいておりますので、そちらを確認させていただきます。ご了承ください。また、前回報酬を受けている方で、住所や振込口座等に変更がある方がいらっしゃいましたら、この後、事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。それでは事項書のほう、これで終わりということで。様々なご意見いただいて充実した会議だったと思います。今後ともみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。閉会します。